

六ヶ所村新庁舎建設候補地の評価（4 候補地）

1. 新庁舎建設候補地

新庁舎の建設位置を決定するにあたり、選定の対象となる候補地を設定し、そこから条件を整理し絞り込むこととした。第1回から第4回六ヶ所村新庁舎建設検討委員会において、以下に示す4つの候補地に絞り込まれた。これらの地区について評価項目を再度精査し、比較検討を行った。

表 1 新庁舎の建設候補地

地区名	位置
A地区	現本庁舎
B地区	現本庁舎西側
D地区	尾駈レイクタウン北地区北側
F地区	ろっかぽっか周辺



図 1 候補地全体図

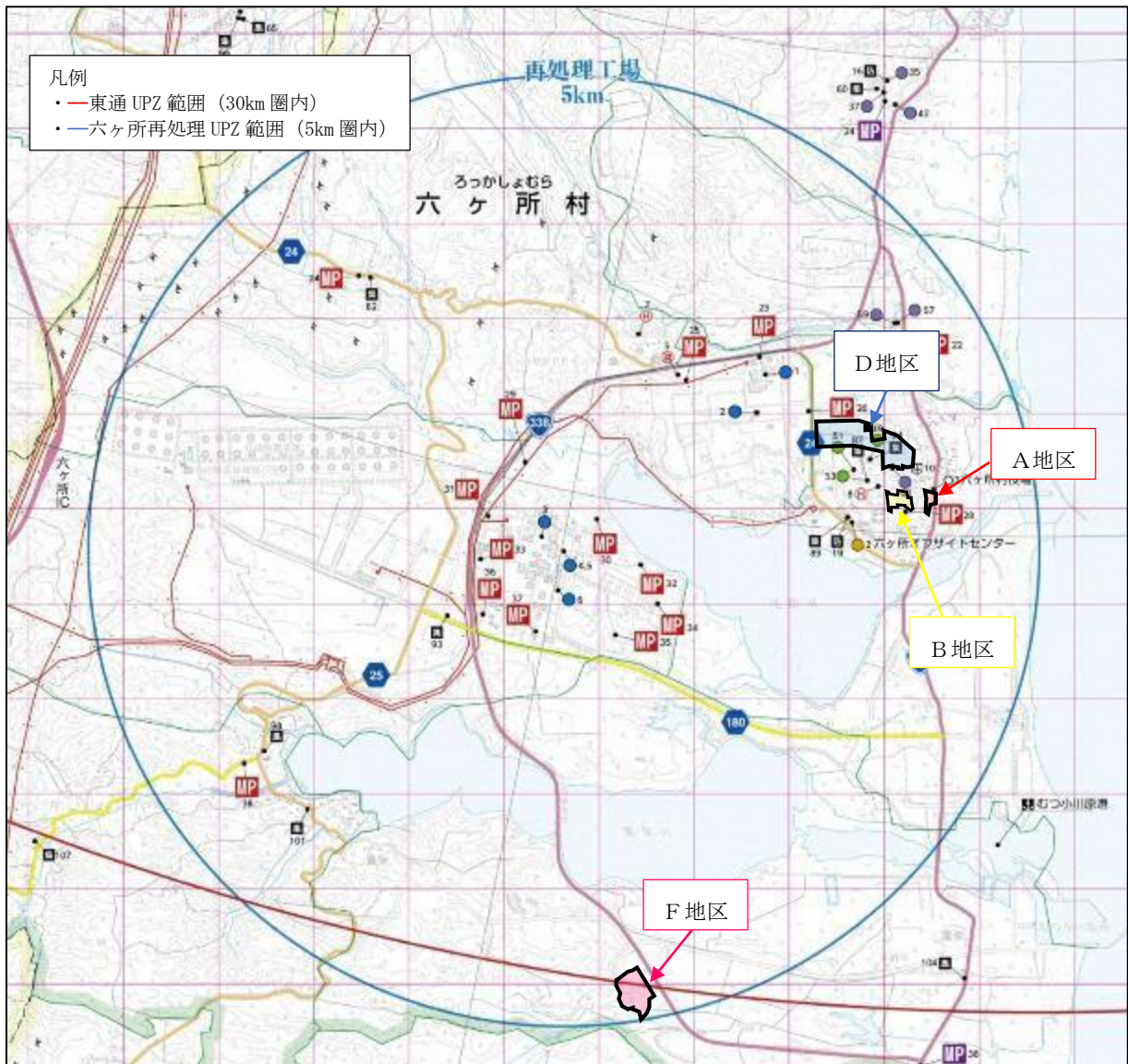


図 2 候補地全体図 (UPZ 記載)
東通地区原子力防災地図より作成

2. 新庁舎建設候補地の評価方法

2.1 新庁舎の目指す姿・基本理念・基本方針

目指す姿：『未来をともに創り、世界とつながる六ヶ所村』

目指す姿には、急速に発展を遂げる DX※の効果的な活用により次世代のライフスタイルに適応した行政サービスの実施を可能とするとともに、庁舎機能だけでなく変わりゆく社会やニーズに対応可能となる機能の拡張性を重視した新庁舎の整備を目指す思いを込めた。

また、エネルギー技術の集積地として世界中から集まる研究者を温かくもてなし六ヶ所村の魅力を発信する、そんな六ヶ所村の拠点となる庁舎の実現を表している。

六ヶ所村新庁舎建設に向けて村民意見を幅広く得るために実施した村民アンケート及び村民ワークショップでは、新庁舎へ求める要素として、未来の世代のことを考えた庁舎整備、ICT 技術の利活用、国際交流の場として整備、等といった意見が寄せられた。

表 2 基本理念と基本方針

基本理念	基本方針
あらゆる災害に備え、防災の拠点となる庁舎	①防災拠点機能を充実させた庁舎 ②災害に強い庁舎
まちづくり拠点となり、人々が集い憩う庁舎	①住民サービスの充実を目指した庁舎 ②住民に開かれた庁舎
効率性が高く、未来を見据えた庁舎	①高度情報化に対応できる庁舎 ②環境にやさしい庁舎 ③行政事務を効率的に行うための機能を持った庁舎 ④機能的な議会運営を可能とする庁舎

※DXとは

デジタルトランスフォーメーションの略称。ICT技術を活用し、人々の生活やビジネスをより良いものへと変革させるという概念。総務省の「自治体DX推進計画概要」では、自治体におけるDX推進の意義として、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示された。自治体においては、住民の利便性を向上させるとともに、業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことが求められる。

2.2 評価項目と重要度設定

候補地を絞り込むにあたりアンケート及びワークショップの結果や基本理念、基本方針を踏まえて評価項目及び重要度を設定した。

第4回六ヶ所村新庁舎建設検討委員会までに絞り込んだ4候補地から委員会で出された意見を踏まえた条件整理を行い、新たな評価項目の追加と、評価項目ごとに重要度の細分化を行った。評価項目及び重要度を以下に示す。

また重要度については7候補地評価時から一部変更を行っている。変更理由を以下に示す。

表 3 評価項目及び重要度

評価項目		重要度 (7候補地評価)	重要度 (4候補地評価)
(1) 庁舎へのアクセス	①国道や県道に面しているか	A	B
	②利用者が容易に来庁できるか(公共交通等)		—
	②災害時のアクセス・緊急時の経路確保		A
	③村内の各所への移動時間に大きな差がないか		B
	④村のゲートウェイとしてふさわしい場所か		—
(2) 法規制	都市計画の指定状況	A	A
(3) 関係機関(国・県・民間企業等)施設立地状況		B	B
(4) 災害特性	①津波災害	A	A
	②原子力災害		A
	③石油コンビナート災害		A
	④土砂災害		A
	⑤洪水		A
(5) 敷地面積の確保	①敷地面積	C	—
	②所有者		A
(6) 庁舎を核とした村の発展性	まちづくり拠点としての拡張性	A	A
(7) 村民の憩いの場	多様な世代の村民が集い、くつろげる空間	A	A
(8) 施工条件	新庁舎の建設に伴う施工性や周辺環境	C	C

赤字は7候補地評価時点からの変更点

表 4 重要度の変更理由

評価項目	重要度変更内容	変更理由
(1) 庁舎へのアクセス ①国道や県道に面しているか	評価項目 A →細分化後 B	村外からのアクセスにおいては国道や県道に面していることが望ましいが、同等の道路幅員(約8m)が確保されていれば機能的な差は大きくないため、重要度を B とした。
(1) 庁舎へのアクセス ③村内の各所への移動時間に大きな差がないか	評価項目 A →細分化後 B	アンケート結果からも庁舎へは車での来庁が主要な交通手段であることが確認でき、村内各所からの移動時間は影響が少ないため重要度を B とした
(5) 敷地面積の確保 所有者	評価項目 C →細分化後 A	用地取得は事業期間へ大きく影響するため、重要度を A とした

2.3 評価点について

各評価項目について、「○、△、×」のそれぞれに点数を設定する。重要度別の評価点は以下の通りである。

- ・ ○：評価項目の条件を満たしている
 - ・ △：対策を講じることで評価項目の条件を満たす
 - ・ ×：評価項目の条件を満たしていない
- ⇒ ○：2点、△：1点、×：0点

表 5 重要度ごとの評価点

評価	重要度		
	A	B	C
○	6点	4点	2点
△	3点	2点	1点
×	0点	0点	0点

2.4 評価項目と評価内容について

評価項目ごとに具体的な評価内容と評価基準を設定した。設定内容を以下に示す。

表 6 評価項目一覧とその内容（4 候補地評価）

評価項目		具体的な評価内容	評価基準	重要度
(1) 庁舎へのアクセス	①国道や県道に面しているか	国道や県道に面しているか、面していないか	○：国道・県道に面している △：— ×：国道・県道に面していない	B
	②災害時のアクセス・緊急時の経路確保	緊急輸送道路に面しているか、面していないか。	○：緊急輸送道路に面している △：— ×：緊急輸送道路に面していない	A
	③村内の各所への移動時間に大きな差がないか	村内の各所への移動時間に大きな差がないか（30分以上の差がない）	○：各所への車での移動時間が30分未満 △：— ×：各所への車での移動時間が30分以上	B
(2) 法規制	都市計画の指定状況	下記区域の指定状況から評価 ・市街化区域 ・市街化調整区域	○：市街化区域内 △：市街化調整区域内 ×：—	A
(3) 関係機関（国・県・民間企業等）施設立地状況		周辺の施設立地状況から周辺への影響を評価	○：周辺に公共施設等が充実している △：ある程度公共施設等が立地している ×：周辺には公共施設等が無い	B
(4) 災害特性	①津波災害	下記区域の指定状況から評価 六ヶ所村津波・高潮ハザードマップ及び青森県下北八戸沿岸における津波浸水想定図による ・浸水域 ・要避難区域	○：各区域に含まれていない △：軽微なエリア調整で各区域外にできる ×：各区域に含まれている	A
	②原子力災害	下記区域の指定状況から評価（以下の施設よりそれぞれ個別判定） ・東通原子力発電所のUPZ ・再処理工場のUPZ	○：各区域に含まれていない △：— ×：各区域に含まれている	A
	③石油コンビナート災害	下記区域の指定状況から評価 ・石油コンビナート計画に基づく災害の影響を及ぼす範囲	○：影響範囲に含まれていない △：軽微なエリア調整で影響範囲外にできる ×：影響範囲に含まれている	A
	④土砂災害	下記区域の指定状況から評価 土砂災害ハザードマップによる ・土砂災害特別警戒区域 ・土砂災害警戒区域	○：各区域に含まれていない △：軽微なエリア調整で各区域外にできる ×：各区域に含まれている	A
	⑤洪水	下記区域の指定状況から評価 高瀬川及び小川原湖の増水等を想定した ・洪水ハザードマップの浸水区域	○：各区域に含まれていない △：軽微なエリア調整で各区域外にできる ×：各区域に含まれている	A
(5) 敷地面積の確保	所有者	基本構想（案）「5. 新庁舎の規模」で算出した敷地面積（30,000㎡程度）を参考として、確保できる面積を評価 ※30,000㎡以上の面積が確保できるか	○：村有地のみ △：複数の所有者がいるため調整が必要 ×：—	A
(6) 庁舎を核とした村の発展性	まちづくり拠点としての拡張性	村の新たな発展を見込んで庁舎周辺に新しい施設整備が可能な敷地か	○：庁舎機能以外の用途として確保可能な平坦なスペースがある △：庁舎機能以外の用途として確保可能なスペースがあるが、造成が必要 ×：庁舎機能以外の用途として確保可能な平坦な敷地がなく、造成も困難	A
(7) 村民の憩いの場	多様な世代の村民が集い、くつろげる空間	日常的に村民が集い、多世代が交流し、寛げる憩いの場としてふさわしい環境か ・候補地周辺の村民利用施設*の立地状況	○：憩いの場に相応しい環境である（周辺に村民利用施設がある場合を含む） △：工夫次第で憩いの場とすることは可能 ×：憩いの場には適していない	A
(8) 施工条件	新庁舎の建設に伴う施工性や周辺環境	敷地造成や平地の確保、工事車両動線の確保、周辺環境との調和など	○：平坦な敷地が十分に確保されている △：軽微な造成により敷地確保が可能 ×：大幅な造成が必要	C

※候補地周辺とは徒歩圏内（移動距離 800m 以内）とする。村民利用施設とは自発的・創造的な様々な余暇の活動の支援する施設とし、具体的にはコミュニティセンター、プールなどとする。